

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 6 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16929

研究課題名(和文) 中東イスラーム世界の「地域秩序」と国際法との関係についての研究

研究課題名(英文) Research on the relationship between International Law and "Regional Order" of Middle East

研究代表者

沖 祐太郎 (OKI, Yutaroh)

九州大学・法学研究院・講師

研究者番号：90737579

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際法と「中東地域秩序」との関係を解明するため、同概念の内容と実態を実証的に明らかにすることを目的としたものである。その結果、アミン・アルスラーン等のシリア・レバノン系の著者がアラブ民族主義的な目的を持ちつつ、「国際法」知識の伝達に寄与し、国際法にとっても中東地域秩序にとっても根本的な概念のアラビア語を鑄造していることが確認された。彼らの記述にはアラビア語の重視が見て取れ、そこに中東地域秩序の一つの源流を見出すことができた。ただ、その実態の研究に関しては『統一に関する討議についての報告書』の分析を行ったが、いまだ結論を出すには至っていない。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to elucidate the relationship between International Law and "Middle Eastern Regional Order". By conducting this research, it turns out that the Syrian and Lebanese intellectuals, e.g. Amin Alslan, Yusuf Hamam Asaf etc., have played important role to construct some essential concepts of International Law and "Middle Eastern Regional Order" in Arabic. As the clear attachment to Arabic language or Arabic nation is visible in their writing, their commitment can be understood as one of the most important sources of Middle Eastern Regional Order.

研究分野：国際法

キーワード：中東地域秩序 国際法の受容 アラブ民族主義 レバノン系移民

## 1. 研究開始当初の背景

申請者は、中東イスラーム世界の国際法理解を明らかにするため、これまでの研究では19世紀を対象とした研究に取り組んできた。その後、申請者は20世紀以降における同地域の国際法理解について研究を進めるなかで、中東地域には独自の秩序が存在していると論じる「中東地域秩序」論に触れた。1960年代以降今日まで、中東イスラーム世界に関して「中東地域秩序」、「アラブ秩序」、「アラブ地域秩序」などの呼称(以下、「中東地域秩序」)の下、極めて多数の議論が行われてきているのである(近年の議論の代表例として土屋一樹編『中東地域秩序の行方』(アジア経済研究所、2013年))。中東地域秩序は、論者ごとに軍事・経済・法等のさまざまな分野に関して論じられているが、中東地域にはヨーロッパ等とは異なる独自の秩序が存在する、あるいは存在するべきと主張されている点は共通のようである。

ここで、申請者は国際法と中東地域秩序とはいかなる関係にあるのかという疑問を抱いた。というのも、誤解を恐れずに言えば、中東イスラーム世界においては、例えば中東地域秩序が優先され、国際法の適用が排除される、あるいは国際法の内容が変容させられるというような事態が生じることさえ想定しうるのである(そして、現にそのような主張も見られる)。

すなわち、現在の中東イスラーム世界における国際法の地位や役割、ひいては従来からの申請者の問題関心である同地域の国際法理解を把握するためには、国際法と中東地域秩序との関係を理解しなければならないのである。ところが、この課題についての研究は、全く未着手のままであった。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、国際法と「中東地域秩序」との関係を解明することである。中東イスラーム世界に関して、1960年代以降今日まで、「中東地域秩序」、「アラブ秩序」、「アラブ地域秩序」などの呼称の下(以下、「中東地域秩序」)、中東イスラーム世界には国際法とは異なる独自の秩序が存在する、あるいは存在するべきであるとの議論が行われている。これらの議論は中東諸国の実際の行動にも影響を与えているうえ、中東イスラーム世界では「中東地域秩序が優先され国際法の適用は排除される」といった議論すら存在する。これらの議論を正確に評価するため、本研究では中東地域秩序の内容と実態を実証的に明らかにし、そのうえで国際法との関係を解明する。

## 3. 研究の方法

「国際法と中東地域秩序の関係」の解明を目指すにあたって、まずは、( )中東地域秩序の概念および実態の解明に取り組む。上述のように中東地域秩序に関しては、軍事・経済・法・宗教などの分野を対象に極めて多数の文献が著されている。しかし、その著作の多くは、中東地域秩序という概念を特別に定義せずに使用しており、さらには表題として使用するのみの著作すら存在する。

よって、まずは( -1)中東地域秩序という概念が何を意味しているかを明らかにする。中東諸国内外の関連する著作の収集・整理・分析を行い、そこで用いられている中東地域秩序概念の全体像を把握した後、国家間関係という観点から中東地域秩序概念を再整理し提示する。続いて( -2)中東地域秩序概念が、現実の諸国家の実践にどの程度影響を与えていたのかを、先行研究を参照しつつも関連外交資料に基づく実証的研究によって明らかにする。

以上の研究を前提として、( )国際法と中東地域秩序の関係についての考察を行う。具体的にはまず、( -1)国際法の基本的な諸原則に着目し、その内容が中東地域秩序内では変更あるいは排除されることがあるか否かを考察する。続いて、これらの研究を総合し、より一般的に( -2)中東地域秩序内において国際法はいかに位置づけられるかを、他の地域秩序と国際法との関係を参照しつつ検討する。

## 4. 研究成果

本研究は、国際法と中東地域秩序の関係を解明することを目的としたものであった。この目的を達成するため、まずは当初の予定通り中東地域秩序概念の意味内容・その全体像を描写するための調査・整理・分析を行った(上述の -1)。具体的には中東地域秩序を直接論じるムハンマド・サイド・アフマドの論文や新聞記事を収集・分析しているほか、特に中東地域秩序概念の一つの源流になっていると考えられるアラブ民族主義に注目した検討を行った。

その結果、シャキーブ・アルスラーン、アミン・アルスラーン、ユースフ・ハマー・アースアーフなどといったシリア・レバノン系アラブ人の役割が重要であったことが確認された。彼らは、アラブ民族主義的な目的を持ちつつ、「国際法」知識の伝達に寄与していたことが確認できた。これらの人物は、国際法学においてはほぼ完全に知られておらず、中東研究においてもシャキーブ・アルスラーンを除いてほとんど言及されることのない人物である。しかしながら、アラビア語文献に注目する限り、これらの人物が果たした役割はきわめて重要であることが明白であり、このため国際

法学、中東研究にとっても重要な研究上の寄与となる。そこで、本研究では、国際法にもアラブ民族主義、ひいては中東地域秩序概念の形成にも影響を与えているこれらの人物こそが中東地域秩序概念の形成・展開に重要な役割を果たしたとの想定のもと、これらの人物の人的連関や社会的・宗教的背景等を一層検討することとした。

具体的には、上述の人物に加え、アラビア語での初期の国際法関連著作の書き手を網羅的に調査した結果、やはりシリア・レバノン系のヤヒヤー・カドリー、ナヒラ・キルファート、ヌーヴァル・ヌーヴァル・タラーブルスなどといった人物も重要であることが確認された。

1890年～1910年までに出版されたアラビア語での国際法関連著作は以下の通りである。(1)の著作を除き、執筆、翻訳、出版いずれかの段階で上述のシリア・レバノン系の人物がかかわっている。

1891年

(1)『立法の基礎』(ベンサム(著)、アフマド・ファトヒー・ザグルール(訳)、ブラク出版)

(2)『至高なる国家とエジプトと諸国の間の諸条約』(アイユーブ・アウン、ウムーミーヤ出版)

(3)『至高なる国家とヨーロッパ諸国の間で締結された諸条約』(ユースフ・ハマーム・アースアーフ、ウムーミーヤ出版)

1894年

(4)『国際法についての書』(ハサン・フェフミー(著)、ヤヒヤー・カドリー、ナヒラ・キルファート(訳)、出版社不明)

1896年

(5)『エジプトと至高なる国家とにおける国際私法の書』(バストーロース・ビシャール、アリー・ジャマールッディーン、ヒラル出版)

(6)『至高なる国家が締結した諸条約』(ユースフ・ハマーム・アースアーフ、ウムーミーヤ出版)

1900年

(7)『諸国民の法と諸国の条約についての書』(アルスラーン、ヒラル出版)

1907年

(8)『国際法の書』(オットカル(著)、ヌーヴァル・ヌーヴァル・アル・タラーブルス(訳)、出版社不明)

彼らは国際法にとっても中東地域秩序にとっても根本的な概念である「民族」、「国家」、「人民」などといった西洋起源の概念をアラビア語に移しかえている。そしてその翻訳の手法は、各著者あるいは訳者とオスマン帝国との関係性によって用いるアラビア語が異なっていることが分かった。そ

して彼らの著作においては、アラビア語やアラブ性に言及されることが多く、このアラブ性への執着は、中東地域に後に形成される主権国家よりも、より広い対象に対する帰属意識を示すものであり、中東地域秩序意識の一つの源流を見出すことができる。現時点では、これらの人物の見解が、1960年代以降に中東地域秩序を主唱していくことになるムハンマド・サイド・アフマドなどといった人物に、影響を与えたのか、与えたとすればどのような系譜で、いかなる影響を与えることになったのかを検討している。

本研究のもう一方の柱であった「中東地域秩序概念が現実の諸国家の実践にどの程度影響を与えていたのか」という点についての検討(-2)は、必ずしも十分な成果を得ることができなかった。その理由は、上述の「中東地域秩序概念」の明確化に関する研究がシリア・レバノン系知識人に着目した歴史的アプローチによるものになったことにある。しかしながら、まずは予定されていた中東地域秩序にかかわる中東諸国の実践として1960年代以降の条約を中心に行った。確かにこの間の条約においてはアラブ地域の統一性、共通性を主張するものが多数存在する。もっとも、この検討のみでは条文の文面を対象とした表面的な検討にとどまっている、そこでその後は1973年に出版された『統一に関する討議についての報告書』という中東諸国首脳への統一に向けた国際会議の議事録を入手し、この分析を進めている。本議事録は、1972年から1977年の間にエジプト、リビア、シリア、スーダンがアラブ民族主義に基づき形成し、解体した「アラブ共和国連邦」形成にかかわるものである。本報告書においては、(-1)で検討したシリア・レバノン系知識人あるいはその著作への明示的な言及は見られないようである。

今後はこの報告書の詳細な読解・分析を中心に、他の外交資料に基づく実証的研究をすすめることによって「中東地域秩序」にかかわる中東諸国の実践や地域的国際機関の実行についても研究を進捗させたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

沖祐太郎「エジプトにおける国際法受容の一側面」フランス語版『戦争法』(カイロ、1872年)のテキスト分析を中心に「『法政研究』83巻3号(2016年)506-534頁。査読有、オープンアクセス有、謝辞なし

沖祐太郎「カリフ制国家と国際法」『Nomos』

2016年増刊号(2016年)29-38頁。  
査読有、オープンアクセスなし、謝辞なし

〔学会発表〕(計4件)

沖祐太郎「『戦争法』アラビア語版(カイロ、1872年)の特徴分析:国際法を中心に」九州国際法学会第177回(2017年10月21日、西南学院大学)

沖祐太郎「エジプトにおける近代国際法受容過程の第一段階」法制史学会東京部会第265回例会(2017年1月28日、一橋大学千代田キャンパス6階・国際企業戦略研究科(ICS)会議室)

沖祐太郎「イギリス占領期エジプトの国際法上の地位」九州大学拠点教育プログラム・拠点形成プロジェクト第二回研究会(2016年3月27日、金沢大学)

沖祐太郎「19世紀のイスラーム世界における近代国際法知識の状況」第三回イスラーム文明学研究講演会(2015年6月24日、九州大学箱崎キャンパス)

〔図書〕(計2件)

沖祐太郎「世界史のなかにおける法のあり方—イスラーム法から」柳原正治編『法学入門』(放送大学出版会、2018年)23-35頁。

沖祐太郎「契約」柳原正治編『法学入門』(放送大学出版会、2018年)145-158頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

沖 祐太郎 (OKI Yutaroh)  
九州大学・法学研究院・講師  
研究者番号: 90737579

(2) 研究分担者  
( )

研究者番号:

(3) 連携研究者  
( )

研究者番号:

(4) 研究協力者  
( )